

近世における東本願寺の宗務機構について

谷

端

昭

夫

(大谷大学)

近年の近世民衆思想史研究に刺激されたかたちで個別真宗史の分野においても、新たに民衆思想史といった観点から近世真宗史を再吟味しようとする方向がとられつつある。これまでの真宗史研究が主に中世を中心として進められてきた観があることから考えると、近世真宗史研究に新たな視角を導入するものとして評価されなければならないであろう。しかしなお近世真宗史において顧みられなければならない問題の一つとして、東本願寺における——その趨勢を左右した宗務機構の解明作業をあげることができる。この宗務機構については、これまで考察が加えられることはまれであったが、それは思想的な側面、すなわち教学問題の研究に重点がおかれ、近世における教団の機構、宗政等に関してはあまり注意を払われなかったことに起因しているようである。小稿では、この近世における東本願寺の宗務機構、特にその宗政の機構について若干の基礎的な作業を行なってみることにしたい。

—

現在まで近世における東本願寺の宗政機構について正面から論究したものはきわめて少ないといわざるを得ない。

わずかに小串侍氏の一連の労作「近世の本願寺」が唯一まとまった業績であるということができよう。しかしなお宗政機構については不明瞭な点が多い。先ず手懸りとして、東本願寺の創始者、教如代の家臣団の様子からみてゆくとにしよう。

秀吉の命により本願寺十二世の住持職をわずか一年足らずで退いた教如は、隠居中にも依然法主としての活動を継続しておこなっていたことはすでにこれまで指摘されてきたことではあるが、徳川家康によって京都東六条に寺地の寄進をうけ、慶長七年、東本願寺の一応の建立をみるに至った。この時、隠居中であった教如に随従していた本願寺の寺侍のうち東本願寺へ移った家臣団の名簿が^⑤残されており、その内容を知ることができる。正徳五年、初代学寮講師となった西福寺恵空の筆になるもので、これによれば、「侍衆」として下間安察、同少弐、宇野主水、松尾左近、粟津大進など二十一名、「綱所衆」では手塚仁左エ門、西川半之丞、「番衆」の石原源之丞ら七名、「中居衆」飼田忠兵衛以下七名、「御堂衆」八名の計四十五名の名がみられ、末尾には「右之外ハ御別連ノ後ニ有」と記されており、近世を通じて東本願寺の家臣数は二百四十七家^⑥を数えるので、家臣の多くはこれ以降にとりたてられた家であることを知ることができる。この文書にみられる役職は、宗政関係では「侍衆・綱所・番衆・中居衆」であるが、分離前の永禄十三年には「下間一党・侍衆・仲居・綱所・雑色・番方・力者」、寛文十五年段階では「年寄・平侍・仲居・綱所・番方」、承応三年には「下間・粟津・西川・多賀・侍衆・綱所・番方・小奏・絵表・仏師・極印」の名をみいだすことができる。右のごとく東本願寺における家臣、諸役が分離していったことはごく大まかに把握することができるが、より具体的にはどのようなようであったのか。家臣を中心にみることにしたい。「下間衆」とは、周知のごとく宗政を大きく担ってきた下間一族のことであるが、証如、顕如のいわゆる一向一揆の時期には隆盛をきわめたようではある。がしかし、教如は東本願寺の別立とともに家臣団の再編成とその統制を目ざすなかで勢力は徐々にそがれ、粟津家・

稲波家などの抬頭^①を許すこととなる。それでもなお譜代の名家として近世を通じてある程度重んじられていたようである。この下間家に次ぎ、時には上位をしめたのが「下間並衆^②」などとも呼ばれていた粟津、松尾、稲波などの諸家である。家老、年寄などに任ぜられ、宗政、町支配などを行ない、それまで主に下間家によってうけつがれてきた奏者役を勤めることとなった^③。これら上級家臣の下位にあつて納戸、台所など東本願寺の各役所での実務レベルの責任者であつた者を「侍衆」と呼んでいたようである。時代は少し下るが、近世の宗政機構をうかがわせる記事を「御納戸日記」に見い出すことができる。文政六年七月六日条に役向を列挙しているものであるが、これによると、奏者、家老、集会所、町支配用人、納戸方、作事方、御締方、御使番、御伝番、御判紙役、御堂僧（一老・二老・三老）集会所役僧、同書記方、法名記書拔堂僧、学寮監察人、同支配堂僧、小奏者調役、奏者・家老家来がみられると共に、目附役として集会所目附、右筆衆目附、仲居目附、勘定方目附など、計二十八種に渡る目附役がいたことになる。これは二十世達如が本願寺の財政改革を行なった際の手当支給通達の覚えとして記されたものであることは「上壇之間日記」同年七月二十三日条^④にみられるごとくである。この財政改革が具体的にはどのように進められたかは、はっきりしないが、同年六月二十四日には着手せられ、田中一学以下十名が「御改革懸り」に任ぜられ、七月六日には各役所へ手当額が決定され通達されているところから、上壇之間を通して納戸方などへ命じ、実行に移されたものようである。

二

この「上壇之間日記」、「御納戸日記」などの他にも種々の宗政記録が記されていたことは「東本願寺史料」にも明らかであるが、次にこれら諸記録を検討しつつ宗政機構について述べてみることにしたい。

(一) 上壇之間 これについてはすでに紹介されたこともあるが、^⑧なおはっきりしない点もあるため、再度とりあげてみることにする。上壇之間は宗政機構中の最上級機関で、中樞部ともいえるところである。業務の記録として「上壇之間日記」をしるすが、下間、粟津、稲波などのうち二名が月番家老として勤仕していた。江戸幕府では老中の執務室たる「御用部屋」^⑨に比定してもよいであろう。諸事が審議され、法主の裁許を得た上、各役所に実行を命ずる権能を持つ。その執務内容は多岐に渡り、幕府・京都所司代・朝廷などとの交渉、家臣の任免、役宅の貸借、養子縁組の裁許、末寺跡目願、寺格の昇進、各御坊関係の処理、得度認可などがその主たるものである。集会所宛に出された各種願書、書状などのうち裁許を要するものはこの上壇之間に集められることになっていた。

(二) 納戸 業務記録として「御納戸日記」をしるす。先の上壇之間と同様月番制をとり、三名の侍分役人がその任にあたっていた。職掌については、「上壇之間日記」^⑩に、

一、日記掬可申事

一、諸御坊往復之書状、従来半切認来候処、已後都而半紙ニいたし可申事

一、飛檐衆御剃刀装束御礼、以来上納有之様可申事

一、上納所并御用場、日々上納ノ高勘定相済候上、右金銀納戸方ニ預置、翌日上壇之間へ相納可申事

などとなっており、「御納戸日記」の作製、諸御坊往復書翰を認め、それを保存すること、飛檐衆御礼銀の収納などであった。

(三) 大台所 東本願寺における会計面を司る役所であった。その職掌を「上壇之間日記」^⑪から抜き出してみると、

一、御勘定支配兩人被 仰付候事

右金銀出納之節、耆人御納戸と立会可申事、并諸帳面勘定取調金銀月々堪定立会可有之事

近世における東本願寺の宗務機構について

七六

一、御払支配兩人 被仰付候事

右金銀渡し方、日勘定帳面調可申事

一、惣而月払之事

一、御払正味之事

一、御払掛ヶ分極印相勤候事

一、諸路用渡シ方之事

一、表御蔵有物預り

一、御使并御音物調 賄方

筆諸色渡シ方

となっており、月々の支払とその集計、諸路用銀を渡す事、蔵道具の管理、音物類の調進などにあたった。月番として二名の侍分がみとめられ、その下に勘定支配、御払支配、御買物支配、小出支配、道具方などが事務処理にあたっていた。

四 評定所 この評定所については、今のところ確たる職掌をつかむことが困難である。評定所の記録である「評定所日記」が延宝九年分一冊のみしかみあたらないことによるが、それも同年の三月十一日から六月三十日までの間を記すばかりであることにも起因する。評定所もやはり月番制をとるが、前三者がいづれも侍分の月番であったのに対し、坊主分四名がその任にあたっているところが少し異なる。寺侍ではなく、坊主分であることは、評定所が法務と密接な関係を持つ役所であったことを推測させる。この日記に記された事項は在家用御免物に関するものが大部分をしめるが、試みに統計をとると次のごとくである。

十字名号願	三五四件
九字名号願	二七四件
六字名号願	二〇二件
木仏願	八十件
本尊願	一八九件
開山願	二七件
御書願	三三件
法名願	四五件
御剃刀願	一八四件
申経	三六件

(以上在家用)

となるが、末寺の申物も若干みうけられ、寺号願の二十三件を筆頭に、前卓、飛檐継目、十字、九字、六字の各名号願も数件を数える。このことからすれば評定所では主に在家用御免物がとりあつかわれたこととなるが、後に述べる集会所の機能と酷似していることを指摘しておきたい。

(四) 集会所 これまで述べた各役所と御坊、末寺、門信徒との窓口、換言すれば本山と末寺、門信徒との窓口であるともいえる役所である。ここにも先の評定所と同じく僧形の月番二名が配置されており、各種の願書、書翰などが受け付けられ、小奏者によって担当の各部署に伝達せられ、その結果を再び願人、御坊、末寺等へ返答する機能をもつものである。この集会所で記された記録が「集会所日記」である。内容としては、在家申物類の他に、各種願書等

の受付記録が主たるものである。

末寺の申物も又集会所でとりあつかわれていた。この記録がいわゆる「申物帳」である。「申物帳」は「諸申物」、あるいは単に「申物」とも呼ばれていたが、宝暦年間以降は「諸申物日記」の名で統一されていたようである。この申物帳がいつ頃から書きはじめられていたのか今のところは不明であるが、慶長二十年にはすでに本願寺坊官である粟津家の手によって書きはじめられていた。その後、延宝九年まで継続して記されるが、天和年間に至って集会所が設置されると共に受付事務は集会所に移管され、申物帳もここで書きはじめられたことは、天和三年の申物帳裏表紙に「集会所」とあることから明らかである。申物の受付にも月番が定められており、貞享年間には「大念寺、西願寺」がこれにあたっていたが、元禄期には四名が担当となり「治部、大進、勝福寺、西徳寺」と寺侍二名が加わったものが定員となって幕末まで続くこととなった。

右のごとくに、東本願寺における宗教機構は大まかに把握することができるが、では具体的には、末寺の申物はどういうような経路を経て下附されるのであろうか。まず願人たる末寺は、寄進人があればこれと共に上寺の添状を受け、集会所に願書を提出することとなる。集会所では月番が主に書類の不備、資格の有無などを判別して担当の部署に伝達される。この伝達先は種類などによって異なるが、上壇之間、さらに奏者を経て法主に裁許を求める場合もあれば、仏師、絵表、右筆所などを回る場合も考えられる。それぞれ形をととのえた申物類は、再び集会所にもたらされ、願人に渡されるという手続きがとられるようである。この間、早い場合は即日、もしくは二三日で下附されることが多いようである。

次に右の諸日記類が書きはじめられたと思われる年次を列挙すると

大台所日記 延宝五年

評定所日記 延宝九年のみ

集会所日記 天和二年

申物帳 集会所では天和三年より（それ以前の粟津家申物帳の写しが寛永、正保年間分有）

上壇之間日記 元文四年

御納戸日記 文政六年

となる。これ以前に散逸してしまったものもあるかもしれないが、現存するものは以上である。諸日記類のうち、東本願寺における宗政機構の成立過程をさぐる手がかりとなると思われるものは、集会所日記、申物帳、そして上壇之間日記の三種である。この三種から成立過程をみてゆくことにしたい。

集会所は先述のごとく本山と末寺間の窓口となった役所であったが、天和年間に至って何故新たに集会所を設けなければならなかったのであろうか。これは申物帳が集会所で記されはじめたことも深いかわりを持つようである。申物帳はすでに、慶長二十年に粟津家によって書きはじめられていたのだが、申物帳を記すということは、記載者たる粟津家が、末寺申物を取り次ぐ権利を保有していたことを示している。申物を取り次ぐことによって得られる経済的な利益は決して少なくない。慶長末年以降の「古今万御礼日記」^⑧による奏者の開山御影御礼銀は、御所様、カミ、御児様に次ぐものとされ、他の家臣をはるかにしのぐ礼銀をうけとっていたことは指摘されてきたとおりである。さ

らに申物取次は奏者の職掌であったため、奏者は法主に近習し、名実ともに家臣団のうちでは最上級の位置を占めることとなる。このように、奏者の経済的側面をささえるのが申物帳であったことを考える時、寛永年間に至って下間家が粟津家にとってかわろうとしても、粟津家が自家の申物帳を手離そうとはせず、しかたなく下間家は申物帳を筆写して所持したため、申物帳が同時期に同内容で二冊出現するという異常な事態もはじめて理解しうるのである。

しかしこのような状態も天和に至って集会所が設置されると、申物の受付は集会所に移され、下間、粟津家の奏者としての力も相対的に低下し、月番として関与するのみとなり、申物取次に附随した利益は減少を余儀なくされたのである。すなわち奏者は奏者としての力はなお保持しえてはいたが、集会所設置以前とそれ以後では、奏者の力に大きな差が生まれていたと考えなければならない。換言するならば、集会所設置以前には、申物取次権を保持する奏者として大きな力を発揮していたのであるが、集会所が設けられ、申物帳が奏者から集会所へ移管されると共に、それまで奏者のもとに集められていた礼銀は一部を残して法主の掌中に収められることとなり、奏者の申物帳を背景にした優位は失墜を余儀なくされ、法主を頂点とする家臣団の一員として組み込まれていったのである。集会所の設置は、法主による家臣団の統制と経済力の集中を意図して行なわれたものとしてとらえられなければならない。評定所も又、集会所の設置と同一線上でとらえるものであろう。先述のごとく、評定所日記の大部分は在家申物であったが、末寺申物は早くから奏者によって握られていたため、抵抗の少ないであろう在家用申物を先ず評定所の下に集め、集会所設置をまって評定所を発展解消させ集会所に吸収したものと、とみることができであろう。であるならば、評定所は集会所設置と申物帳移管を前提にして開設されていたのであり、在家申物に附随する経済権はすでに法主によって確保されていたとするのが妥当であらう。

法主による専制支配の具現化ともみることのできる集会所の設置をさらに推進したかたちであらわれるのが上壇之

間の設置であった。上壇之間も先述の如く月番制をとるが、最終決定は法主みずからが下すことになっていながら、集会所では包括できない部分を大系的に網羅するために上壇之間による教団の動勢の掌握が必要とされたのであろう。この集会所、上壇之間の設置をもって東本願寺における宗教機構は一応の完成をみたとすることができるのではないだろうか。

四

評定所の発展的な解消と集会所の設置は東本願寺の宗教機構の成立を意味するものであったが、最後に江戸幕府によっておしすすめられていた宗教統制とのかかりについて言及しておくこととする。藤井学氏によれば、幕府による宗教統制は寛文年間の宗門改の実施、寺院法度の制定、宗盲人別帳の制度化をもって完成の域に達するという^④。本願寺では十五世常如の時期にあたる。常如は慶長末年以来の宗教統制に対応すべき立場にあったが、分立以来五十余年と、幕府の統制にまで意を払うことは困難であった。その上家臣団間の抗争にも悩まされていたため、延宝六年に至って住持職を弟一如に譲ることとなる。一如は常如代における家臣団の軋轢をまのあたりにして、襲職と同時にその統制と宗教機構の確立を企てたのであろう。このような状況のなかで東本願寺は法主による専制支配を貫徹すべく宗教機構を成立させていったものと考えることができるのである。

註

- ① 柏原祐泉氏「東本願寺教団の東西分立」（日本近代仏教史の研究 所収）
- ② 「東江御別之衆古座」藤島達朗氏所蔵文書（赤松俊秀・笠原一男氏「真宗史概説」所収）
- ③ 「東本願寺家臣名簿」
- ④ 大桑斉氏「東本願寺の奏者について―東西分派及び『申物帳』研究への一つの覚書」（大谷学報四九―二）
- ⑤ 「宇野新蔵覚書」 真宗大系
- ⑥ 試みに下間家以外の諸家奏者役を抽出してみると、粟津

家では勝兵衛村昌、右近元辰、大学元故、右近元恒、稲波家では嘉兵衛久政などの名をみいだすことができる

(東本願寺家臣名簿)

⑦ 「東本願寺史料」

⑧ 「大谷派学事史資料解説稿」(大谷学報九―三)

⑨ 古事類苑、官位部

⑩ 「東本願寺史料」 文政六年八月七日条

⑪ 「東本願寺史料」 文政六年七月八日条

⑫ 粟津家記録

⑬ 大桑斉氏、前掲書

⑭ 藤井学氏「江戸幕府の宗教統制」(岩波講座日本歴史)

⑮ 小串侍氏「常如上人の御隠退と家臣」(前掲書所収)